

平成 27 年 9 月 9 日

各 位

株式会社池田泉州銀行

～生前贈与を3プランでサポート！ 『みらいギフト』シリーズのラインナップ拡充～
結婚・子育て資金贈与専用口座「みらいギフト（結婚・子育て応援プラン）」
の取扱い開始について

株式会社池田泉州銀行（頭取 藤田博久）は、平成 27 年 9 月 14 日（月）より、『結婚・子育て資金贈与専用口座「みらいギフト（結婚・子育て応援プラン）」』の取扱いを開始いたします。

本商品は、平成 27 年度税制改正によって創設された「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に対応するもので、祖父母さま等から一括贈与を受けた資金がお預入れの対象となります。お預入れいただいた資金を結婚・子育て費用のお支払いに充当される場合、最大 1,000 万円まで非課税にて贈与を受けることができます。本商品をお預入れのお客さまには、ウェディング費用、ベビーシッターサービス費用の割引ならびに当行 ATM、駅の ATM「Patsat」のお引出し手数料を終日無料にてご利用いただける特典をご用意しております。（※）

当行では、税制改正に対するお客さまの生前贈与ニーズにお応えする商品を『みらいギフト』シリーズとして、平成 25 年 6 月に「教育資金贈与プラン」、平成 27 年 7 月に「暦年贈与アシストプラン」を発売いたしました。この度の「結婚・子育て応援プラン」を加え、3プランをラインナップし、今後もお客さまの生前贈与をしっかりとサポートしてまいります。

〔※特典のご利用には、別途会員制サービス（無料）のお申込みが必要です。くわしくは窓口にお問合わせください。ATM の終日無料サービスは同一支店内の他の普通・貯蓄預金口座が対象となります。〕

《商品概要》

商品名	結婚・子育て資金贈与専用口座「みらいギフト（結婚・子育て応援プラン）」
お預入れいただける方	20 歳以上 50 歳未満の個人お客さまで、曾祖父母・祖父母・父母など直系尊属の方から結婚・子育て資金の贈与を受けられた方
お預入れ期限	平成 31 年 3 月 29 日（金）まで
対象となる預金	普通預金（結婚・子育て資金管理特約を別途締結していただきます。）
お預入れ金額	1,000 万円以下
お預入れ方法	・口座開設店の窓口で、随時お預入れいただけます。 ・お預入れ金額は 10 万円以上 1 円単位となります。
お取扱い店	全店窓口（インターネット支店・ダイレクト支店を除く）
口座開設のお手続き	・贈与者と受贈者の間で書面により贈与契約を締結された資金が対象となります。 ・結婚・子育て資金非課税申告書を提出いただきます。
払出し時のお手続き	・お引出しいただけるのは窓口のみとなります。 ・結婚・子育てに関する支払いを証明する領収書等（原本）を所定の期限までに窓口へ提出いただきます。
手数料	無料
その他	お一人さまにつき、1 支店、1 口座のみ開設できます。 ※当行にて口座開設いただいた後、他の取扱金融機関では口座開設いただけません。

《みらいギフト シリーズ》

□ 結婚・子育て応援プラン（本件）

お孫さま等への結婚・子育て資金の贈与が
最大 1,000 万円まで非課税になります。

～ご利用いただける方～

＜贈与者＞個人のお客さま

＜受贈者＞贈与者の子・孫・ひ孫（直系卑属）で
20 歳以上 50 歳未満の方

□ 教育資金贈与プラン（平成 25 年 6 月～）

お孫さま等への教育資金の贈与が
最大 1,500 万円まで非課税になります。

～ご利用いただける方～

＜贈与者＞個人のお客さま

＜受贈者＞贈与者の子・孫・ひ孫（直系卑属）で
30 歳未満の方

□ 暦年贈与アシストプラン（平成 27 年 7 月～）

ご家族への贈与のお手続きを当行がお手伝い。
年間 110 万円までの非課税枠を活用できます。

～ご利用いただける方～

＜贈与者＞個人のお客さま

＜受贈者＞贈与をする方の 3 親等以内のご親族

池田泉州銀行
みらいギフトシリーズ

お孫さま等の Happy を応援できる
**結婚・子育て
応援
プラン**

お孫さま等の
成長を応援できる
**教育資金
贈与
プラン**

お孫さま、お子さまの「みらい」を
応援する皆さまへ

大切な資産を大切な人へ
引き継ぐために…

池田泉州銀行では、
3つのプランから選べる
「みらいギフト」をご用意し、
お客様の生前贈与を
しっかりサポートします。

ご家族への贈与のお手続きを
当行がお手伝い。
**暦年贈与
アシスト
プラン**

親切で楽しい…
池田泉州銀行

ご利用は業務時間内です。
2023年10月14日現在

以 上

〈池田泉州〉結婚・子育て資金贈与専用口座

みらいギフト

〈結婚・子育て応援プラン〉

「結婚・子育て資金の一括贈与に係る
贈与税の非課税措置」に対応する預金商品です。



お取扱期限 ▶ 平成31年3月29日(金)

お預入れ金額 ▶ 1,000万円以下

ご利用いただける方 ▶

20歳以上50歳未満の個人のお客さまで、曾祖父母、祖父母、父母など
直系尊属の方から結婚・子育て資金として贈与を受けられる方

※本商品はお預入れにあたり、お手続き等が必要です。必ず裏面の商品概要をご覧ください。

親切で新しい...



池田泉州銀行

SIHD

くわしくは裏面をご覧ください。

(2015年9月14日現在)

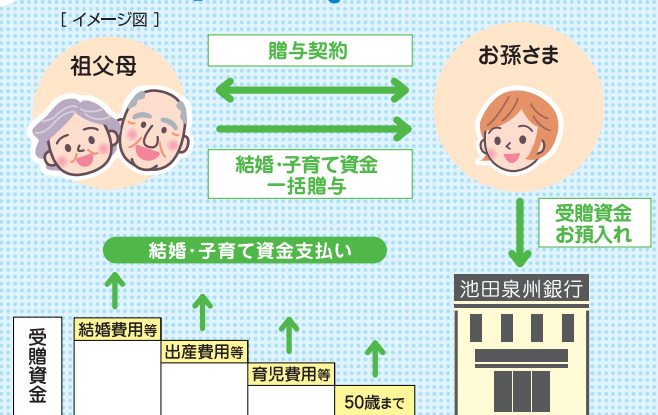
「結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」に
対応する預金商品です。

商品概要	
お預入れ いただける方	20歳以上50歳未満の個人のお客さまで以下に該当される方 ・曾祖父母、祖父母、父母など直系尊属の方から結婚・子育て資金として贈与を受けられる方
取扱期限	〈口座開設〉平成31年3月29日(金)まで 〈お預入れ〉平成31年3月29日(金)まで 〈払い出し〉お預入れいただいた方が50歳に達する日の前日まで等
対象となる預金	普通預金(結婚・子育て資金管理特約を別途締結していただきます)
お預入れ金額	1,000万円以下
お預入れ方法	お預入れいただけるのは口座開設店の窓口のみとなります。 1回あたりのお預入れ金額は10万円以上1円単位とさせていただきます。
お取扱店	全店窓口(インターネット支店・ダイレクト支店を除く)
当初の お手続き	・贈与者と受贈者の間で書面により贈与と契約を締結された資金が対象となります。 ・専用口座の開設にあたっては、所定の申告書(結婚・子育て資金非課税申告書)を提出いただきます。
払出し時 のお手続き	・お引出しいただけるのは窓口のみとなります。 ・結婚・子育てに関する支払いを証明する領収書等(原本)を所定の期限までに窓口へ提出いただきます。
手数料	無料
その他	・お一人さまにつき、1支店のみ、かつ1口座のみ開設できます。 ※当行にて口座開設いただいた後、他の取扱金融機関で口座開設いただくことはできません。 ・非課税枠1,000万円のうち、結婚関係費用は300万円が限度となります。 また、支払種類により、入籍日前後一定期間内の支払に限られるなどの条件があります。 ・口座利用中に贈与者が亡くなられた場合、残額が相続財産に加算されます。

結婚・子育て資金の一括贈与に係る 贈与税の非課税措置

6つのポイント!

- 1 お子さま、お孫さま等への結婚・子育て資金贈与が
最大1,000万円まで非課税になります。
- 2 対象となる贈与は、**平成31年3月末までの贈与**です。
- 3 贈与を受けた資金は
2ヵ月以内に銀行へのお預入れが必要です。
- 4 結婚・子育て資金のお支払いに充当したことを証明する
領収書等を銀行へ提出する必要があります。
- 5 贈与を受けた方が**50歳**に達した時点で、
残額には贈与税が課税されます。
- 6 口座利用中に贈与された方が亡くなられた場合は、
残額が相続財産に加算されます。



池田泉州銀行なら!

ウェディング、ベビーシッターサービスなどの割引!

さらに 当行ATM・駅のATM[Patsat]の終日お引出し手数料無料(*)など、
充実の特典・サービスをご用意しております。

普段使いの口座も
おトクになるね!

別途お申込みが必要です(無料)。くわしくは窓口にお問合わせください。
※本口座と同一支店内の普通・貯蓄預金口座が対象となります。〈贈与をする方〉の口座は対象となりません。
なお、結婚・子育て資金贈与専用口座からの出金は窓口のみのお取扱となります。

公式ホームページ
<http://www.sihd-bk.jp>

公式フェイスブックページ
<https://www.facebook.com/sihdbk>



親切で新しい...

池田泉州銀行

掲載の商品・サービスについて

お問合わせ 0120-041892
受付時間/平日9:00~20:00 土・日・祝9:00~17:00
(ただし、1月1日~3日、日曜日を除く5月3日~5日は休業)